



1章 みどりの基本計画について

1-1 みどりの基本計画とは

(1) みどりの基本計画とは

「緑の基本計画」とは、都市緑地法*第4条に基づき、都市におけるみどりの保全や緑化に関する取組を進めるための目標や施策等を定めるものです。

「和光すみどりの基本計画」では、本市のかけがえのない“水とみどりの豊かな環境”を、子どもたちやその先の世代につないでいくための取組を示します。

そして、その取組を進めることは、国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）の達成に寄与することにもつながります。



エスディー・ジーズ
SDGs（持続可能な開発目標）

SDGsについて 資料編 p.1

SDGsとは、Sustainable Development Goalsの略で、日本語で「持続可能な開発目標」といいます。

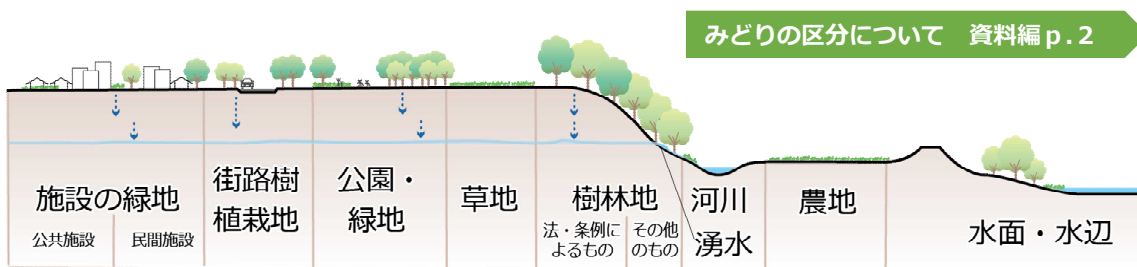
平成27年（2015年）の国連サミットで加盟国の全会一致で採択され、令和12年（2030年）までに世界が達成すべき17のゴール（目標）と169のターゲット（取組）が設定されています。

本計画と関連性が高い目標として11・13・15・17が挙げられます。



(2) 計画における「みどり」

本計画で対象とする「みどり」は、水面・水辺、農地、河川、湧水、樹林地、草地、公園・緑地、街路樹・植栽地、施設の緑地などを対象とします。



※ **都市緑地法**：都市における緑地の保全や緑化の推進に関連する事項について定めた法律。第4条に、市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画を定めることができるとされています。



(3) 「みどり」の機能

みどりは、まちに季節感を添え、暮らしにうるおいと安らぎ、活力を与えてくれます。

そして、地域の景観を形成するほか、大気の浄化や都市気象を緩和するなど、様々な役割を果たしています。また、都市内の貴重なオープンスペース※であり、市民の暮らしを支えるグリーンインフラ※として、私たちの生活に必要な不可欠なものとなっています。

みどりの機能を、下記に示します。

みどりの機能について 資料編 p.3～5



環境を保全する機能

- *気候変動や都市気象の緩和
- *大気の浄化や騒音等の緩和



生物多様性を確保する機能

- *様々な生物の生息・生育環境の確保



レクリエーションの場を提供する機能

- *やすらぎのある生活環境の提供、健康増進の場の提供
- *散策やレクリエーション・遊びや学びの場の提供



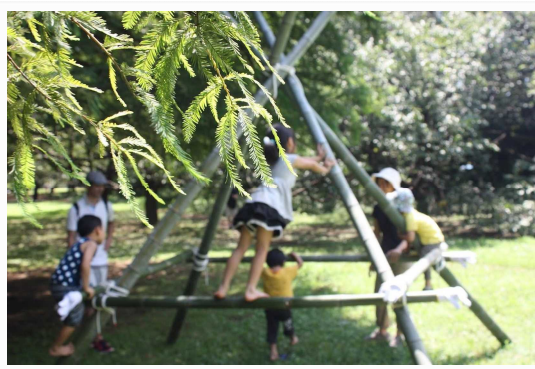
災害時に人を守る機能

- *浸水や土砂災害をはじめとする自然災害による被害の軽減
- *災害時における避難路・避難場所等の提供



良好な街並みを形成する機能

- *良好な街並みの形成
- *歴史と文化を継承する郷土景観の形成



県営和光樹林公園

※ オープンスペース：公園、緑地、河川敷、街路空間や駅前広場等の、建物によって覆われていない敷地や場所のこと。
 ※ グリーンインフラ：グリーンインフラストラクチャーの略で、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方。



1-2 計画の位置づけ

(1) 計画見直しの背景・目的

社会情勢の変化

本市では、平成11年（1999年）に「和光市緑の基本計画」、平成21年（2009年）に「和光市緑地保全計画」を策定しており、以来10年以上が経過しています。その間、少子高齢化・人口減少の進行、異常気象等による自然災害リスクの高まり、地球環境問題の深刻化、国連でのSDGsの採択、デジタル技術の発展、社会のグローバル化、ライフスタイルの変化など、社会情勢が大きく変化しています。

また、平成29年（2017年）には都市緑地法などの一部が改正され、民間による市民緑地の整備を促す制度の創設や、緑の担い手制度の拡充、民間活力を最大限活かした都市公園の再生・活性化、都市農地の保全・活用を図り、みどり豊かで魅力的なまちづくりを推進するための内容が多く加わりました。

都市のみどりに関しては、グリーンインフラとしての重要性が高まる一方、公園施設の老朽化に伴う魅力の低下、行政の財政面・人材面の制約がある中での公園等の維持管理などの課題が生じています。また感染症の対策面からも、密の回避をはじめとする、都市のオープンスペースの多面的な機能が見直されています。

本市を取り巻く環境の変化と本市の取組

全国的に少子高齢化・人口減少が進行する中、本市は、東武東上線、東京メトロ有楽町線・副都心線により首都圏からの交通利便性が高く、良好な居住環境を有する都市であることから、人口が市制施行以来一貫して増加しています。人口増加に伴い、各地域における土地区画整理事業の実施、民間による住宅開発、東京外かく環状道路整備に伴う和光北インターチェンジ周辺の開発が進められてきた結果、宅地が増加する一方、農地をはじめとするみどりの減少が顕著になっています。

そのような中で、本市では、社会情勢の変化等を受け、令和3年（2021年）にSDGsを踏まえた「和光市第五次総合振興計画基本構想※」が策定され、「みんなをつなぐワクワクふるさと和光」が都市将来像として掲げられました。この「ワクワク」には、楽しさや活力・賑わいといったイメージのほか、本市の大切な地域自然である「湧き水」を想起させる言葉としての意味が込められており、本市の特徴である自然資源を守っていく意思を示しています。さらに、同年に「第3次和光市環境基本計画」が策定され、「望ましい環境像」の4つの柱の一

※ 和光市第五次総合振興計画基本構想（令和3年（2021年）策定）：新たな将来都市像のもと、まちづくりの主体が市民であること、市民のつながりをつくっていくこと、生活者・来訪者含めてワクワクするまちであること、都市と田舎を兼ね備えた良さを今後も維持していくことなど、まちづくりにあたっての価値観等を示している。



つを「豊かな水と緑を守り育み伝えるまち」とし、本市が守り育ててきた環境を、次世代を担う子どもたちに伝えるための取組が進められています。

そのほか、官民連携による市庁舎周辺のにぎわい創出、市民協働によるみどりに関わるサポーター制度の充実等の様々な取組が進んでいます。

策定の目的

これまでの社会情勢の変化や本市を取り巻く環境の変化、みどりに対する市民ニーズの高まりなどを受け、みどりを単に保全・整備するにとどまらず、十分に活用し、質の高いみどりをつくり出していくことが求められています。

そのため、みどりの保全・整備から維持管理、魅力発信、パートナーづくりまで、一貫してみどりに関する施策を効率的・効果的に実施していくため、「緑の基本計画」と「緑地保全計画」を一本化し、「和光すみどりの基本計画」を策定します。

(2) 計画の期間

本計画は、令和4年度(2022年度)から令和23年度(2041年度)までの20年間を計画期間とします。また、10年後の令和13年度(2031年度)には中間見直しを行う予定です。

(3) 計画の位置付け

本計画は、「和光市第五次総合振興計画基本構想」を上位計画とする分野別計画です。環境基本計画や都市計画マスタープランなど、まちづくりに関連する様々な計画と整合を図ります。

